

「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額」の入力方法と電子申告について

（画面例はすべて『PCA 消費税』を使用しています）

PCA 消費税（リビジョン 3.02）

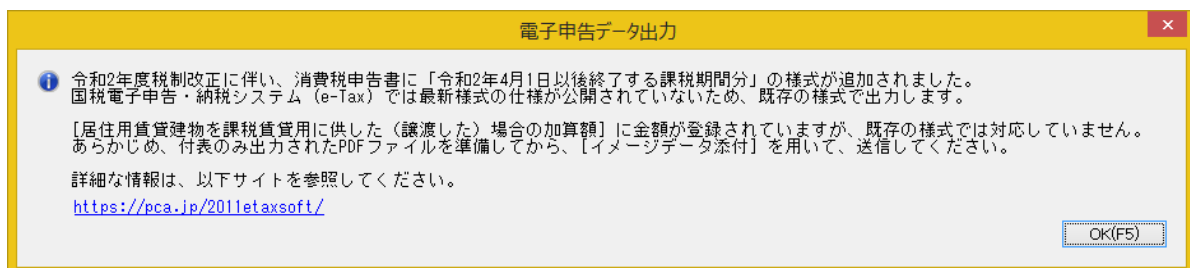
「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額」に 金額が入力されている場合、PCA 消費税で出力した電子申告データと PDF を、直接送信することができます。

なお、電子申告については、以下の場所にあるマニュアルをご覧ください。

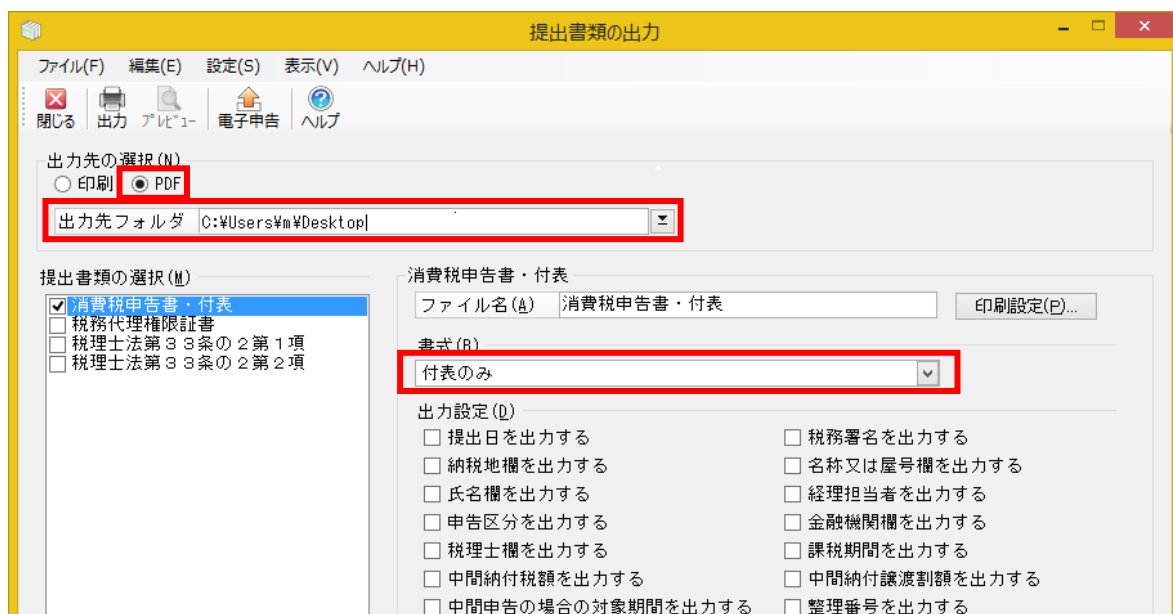
■プログラムディスク（DVD-ROM）またはダウンロードしたフォルダ内の [Doc] フォルダ内の「『PCA 消費税』電子申告ご利用ガイド.pdf」

【操作手順】

- ① 「前準備」-「消費税申告書情報の登録」から [金額等] タブをクリックし、「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額」に金額を入力します。
- ② 「提出書類」-「提出書類の出力」から [電子申告] ボタンをクリックすると、以下のメッセージが表示されます。
このメッセージが表示される場合、電子申告データを出力しても付表の情報は出力されません。



- ③ [提出書類の出力] から出力先の選択は [PDF]、出力先フォルダに保存先を指定し、書式にて [付表のみ] を選択し、PDF を出力します。



- 次に「添付書類送信書」画面にて、「添付書類（PDF）の組み込み」から③で作成した PDF を添付します。

⑤ 申告・申請等一覧に消費税申告書とイメージ添付書類が表示されていることを確認し、送信してください。

電子申告の際、以下のメッセージが表示された場合は、最新様式（付表 1-3・付表 2-3）を既存の
様式（付表 1-1・付表 2-1）に置き換えて申告します。

電子申告データ出力

令和2年度税制改正に伴い、消費税申告書に「令和2年4月1日以後終了する課税期間分」の様式が追加されました。国税電子申告・納税システム（e-Tax）では最新様式の仕様が公開されていないため、既存の様式で出力します。

最新様式（付表1-3・付表2-3）を、既存の様式（付表1-1・付表2-1）に置き換えて出力します。

詳細な情報は、以下サイトを参照してください。

<https://pca.jp/2011etaxsoft/>

OK(F5)